

One to One

NPO法人の 認証制度が変わりました!

改正NPO法、いよいよ施行

1998年のNPO法成立以来の大改正となった特定非営利活動促進法が、4月1日からスタートしました。これはすべてのNPO法人に関わる重要な事項です。これから法人設立を申請する団体も含め、次のポイントを押さえることが重要です。

NPO法改正
チェックポイント

所轄庁は宮城県or 仙台市

NPO法人の認証や事業報告書などの提出先が変わりました。宮城県では、仙台市だけに事務所を置く団体は仙台市に、そのほかの市町村や、複数の事務所があって主たる事務所が宮城県内にある団体は、宮城県が所轄庁です。

17の活動分野から19分野へ

活動分野に「観光の振興を図る活動」、「農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動」が追加されました。

総会の決議がメールでも

総会の議題に、社員全員が書面や電磁的記録(電子メール等)で同意の意思表示をしたときは、この議題を可決する総会があったとみなすことができます。

定款変更手続きの簡素化

「役員の定数」「会計に関する事項」「事業年度」「解散に関する事項」も届出のみで定款変更ができます。

「収支計算書」から「活動計算書」へ

NPO法人の会計書類のうち、「収支計算書」が「活動計算書」になりました。また、「その他の事業」も含めて1枚の計算書で提出できます。

登記は、理事長だけ?又は全理事?

定款に「理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。」などの定めがある団体は、9月末日までに、理事の代表権喪失届けを出し、理事長だけの登記に変えるか、登記を変えず、定款を変えなければなりません。

解散時の公告回数の減少

解散時に公告(官報に掲載)する回数が、1回に減りました。

未登記法人の認証取り消し

NPO法人の設立認証を受けて6ヶ月が経っても設立登記をしないときは、所轄庁は認証を取り消すことができます。

事務所に設置する書類の追加

NPO法人が、主及び従たる事務所に設置し、閲覧できるようにしなければならない書類に「最新の役員名簿」が追加されました。

いかがですか?既存のNPO法人に該当する事項がたくさんあります。まずは、自分たちの定款を読み、確認しましょう。分からないことや不安なことは、下記の宮城県や仙台市の担当部署に相談するほか、みやぎNPOプラザの専門相談なども活用してください。

【仙台市担当部署】

仙台市市民局市民協働推進部市民協働推進課
〒980-0802 仙台市青葉区二日町1番23号二日町第四仮庁舎2階
(アーバンネット勾当台ビル) ※1階はサンクス仙台二日町店
TEL:022-214-1080
URL: <http://www.city.sendai.jp/manabu/shimin/>

【宮城県担当部署】

宮城県環境生活部共同参画社会推進課NPO・協働社会推進班
〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1
TEL:022-211-2576
URL: <http://www.pref.miyagi.jp/kyosha/npo/NPOtop.htm>

平成13年4月に開館した「みやぎNPOプラザ」は昨年度、10周年を迎えました。10年という時が経過し、NPOプラザの運営に関わり、開館当時を知る人は、現大久保館長のみ。当初目指した機能や想いに沿った展開をしてきているのか、求められるNPO支援の内容が変わってきているのかを確認し、今後の支援に反映していこうと、10周年記念誌を発行することにしました。

昨年の10月から、みやぎNPOプラザ開設に関わったNPOリーダーや宮城県内のNPOプラザ担当者、指定管理者のNPO法人の伝言板ゆるるの理事及びNPOプラザスタッフなどで編集委員会を立ち上げ、編集会議を開催してきました。掲載内容や執筆者など協議を踏まえ、予定より少し遅れましたが、今月の発行となりました。



みやぎNPOプラザ10周年記念誌を発行 ～未来を見据え 10年を振り返る～

目指した機能は果たしているか？

みやぎNPOプラザは、「市民が参加し、創造していく拠点」として、学識者やNPO、行政関係者で構成された市民検討委員会が軸となり、設置に向けて検討されました。委員会には、「調査研究機関」「情報発信」「コミュニティビジネス研究会」など、5つのワーキンググループ(WG)を設け、機能ごと具体的な運営計画について話し合い、開館に向けて準備が進められました。NPOプラザはそのときの報告書をもとに運用を開始しています。

この10周年記念誌には、当時の検討委員会委員長の山田晴義氏(宮城大学名誉教授)をはじめ、各WG座長に「当初目指した機能、その検証、今後への提言」などを寄稿していただきました。その中で山田氏は、開館当初の運営について、「みやぎNPOプラザ運営協議会」を組織し、県とともに協働で取り組む「公設パートナーシップ」を目指したが、「プラザの役割は、県内のNPOを促進するために、県内の各地域に向けた高度なサービスや必要な指導を展開することでしたが、そうした力量を備える努力が不十分であったように思います。」と、「プラザの本

来の機能を実現するためには、その方向性を定め、プラザの行う事業やサービス並びにその提供システムを企画立案し、実行の体制を整え、必要な資財源の獲得を自ら行うなどという経営権・運営権を持った組織が必要です。」と指摘しています。

開館から5年目の平成17年4月に、みやぎNPOプラザは指定管理者制度を導入し、まさに山田氏が指摘した「施設使用に対するの許可権限や主体的に事業の企画運営を担う」など、その方向に進んできています。

また、地域のNPOを支援するNPOプラザにとって重要な機能であるインターネットによる情報発信のWGの座長だった佐藤和文氏は、「当時、ワーキンググループが議論したのは、すべての市民活動領域の「情報化」であったことを指摘しておきたい。現在の「NPOディレクトリ」はその取り組みの途中経過であり、宮城県とNPOの協業を通じて育んできた財産でもある。宮城県が高く掲げてきた「NPOとのパートナーシップ」の象徴として大切にすることが必要である。」と寄稿しています。

パネルトークのダイジェスト版も

昨年3.11に大震災があり、被災地で活動するNPOへの支援も続く中、11月19日(土)には、10周年記念事業としてパネルトーク「みやぎのNPO～これまでの10年これからの10年～」を開催



▲パネルトークの様子

しました。NPOセクターに関わる4名のパネラーの方々それぞれの視点から、これまでのNPOの活動の課題などの振り返り、これから先10年を見据え

てのお話をいただきました。示唆に富んだ4名のお話を、フォーラムにお越しいただけなかった、多くの皆さまにも知っていただきたいと、10周年誌にはパネルトークのダイジェスト版を掲載しています。

このほか、10年誌にはNPOプラザの講座や相談などのNPO支援にご協力いただいた方々や利用団体などの皆様から「思い出や今後に望むこと」などの寄稿を掲載したほか、NPOプラザ開館前後から10年間の出来事を入れた年表、それぞれに写真やデータなども入り、盛りだくさんな内容となっています。

「みやぎNPOプラザ10周年記念誌」は、みやぎNPOプラザのほか、県内各地のNPO支援施設にもお送りしますので、ぜひ、ご覧ください。

登米市

“協働のまちづくり”を進める

市民が主役のまちづくりを進める ～登米市まちづくり基本条例施行～

登米市では、まちづくりの基本的事項やルールを定めた「まちづくり条例」の策定をするため、平成21年より、学識経験者や登米市民を委員とした策定委員会を設置。市民1000人井戸端会議などを開催し、多くの市民と意見交換しながら、検討を重ね、4月1日より「登米市まちづくり基本条例」を施行しました。

この条例は、市民が主体のまちづくりを進めるための市民の権利と、市民、市や議会の役割を明確にし、協働による登米市の持続的発展を目指すことを、まちづくりの基本理念としています。具体的には、市民が積極的にまちづくりに参加参画できるように市がその機会の充実に努める(第10条)、市民活動団体やコミュニティ組織等によるまちづくりを継続していくため、人材育成に努める(第11条)、災害等の際は市民と市が協力してそれぞれの役割を担う(第22条)など、全8章23条



▲たくさんの人で賑わった、まちづくりフォーラム

市民活動団体やコミュニティ組織等によるまちづくりを継続していくため、人材育成に努める(第11条)、災害等の際は市民と市が協力してそれぞれの役割を担う(第22条)など、全8章23条

で構成され、市民が主役のまちづくりに向け、多くの意見を反映させた条例となっています。

4月21日(土)には、「まちづくり条例」を広く市民に知ってもらうため『登米市まちづくりフォーラム2012』を開催し、策定委員会委員長の山田晴義宮城大学名誉教授をコーディネーターにパネルディスカッションをおこないました。布施孝尚登米市長、地域コミュニティの代表として及川豊二浅水ふれあいセンター長、宮城県新しい公共モデル事業として、登米市内に市民活動支援拠点を設置し、中間支援組織育成などに関わる大久保朝江(特活)社の伝言板ゆるる代表理事の3名のパネリストは、それぞれの立場での取り組み、「条例」を活かした今後の展開などについて話しました。

最後に山田委員長が、この条例はふるさとの価値をみんなで見直そうというメッセージが込められている、多くの市民の思いを込めた懐かしい条例であり、それを活かすためには行政はもちろん、中間支援組織などもしっかり理解したうえで、サポートすることが大切であると述べ、閉幕しました。

【問合せ先】

登米市市民活動支援課 TEL:0220-22-2173

市民活動を支援する拠点 ～とめ市民活動プラザオープン～

登米市に市民活動を支援する拠点を開設しようと、昨年11月、登米市の市民活動支援課と、登米市中間支援組織検討委員会の委員が中心となり結成した「とめ市民活動フォーラム」、そしてみやぎNPOプラザの運営をしているNPO支援組織「NPO法人の伝言板ゆるる」の三者で「とめ市民活動支援協議会」を立ち上げ、「とめ市民活動支援拠点設置事業」を提案。宮城県の新しい公共支援事業のモデル事業として採択されました。

その後、1月から拠点作りに向かって運営委員会を8回も開催し、協議を重ねてきました。この間、協議会のメンバーが拠点となる格好の施設を探し出し、3月下旬に契約。そしてそこを運営するスタッフ2名を決定し、今後の施設運営に向けてみやぎ

NPOプラザで研修を受けました。

施設名称は「とめ市民活動プラザ」。4月29日(日)からオープンすることや、その運営内容も決まりました。支援対象は、市民活動や地域コミュニティ活動をする団体で、活動には欠かせない印刷機の貸出や、交流サロンの利用、情報紙やホームページでの情報発信、専門家による無料相談、講座の開催などを行います。当面の開館時間は、10時～18時で、毎週月曜日が休館日となります。

4月28日(土)には、オープニングイベントを開催し、登米市長や地域の区長、市内のNPO法人など多くの方が来場し、市民活動支援への期待が寄せられました。



▲黄色い建物が目印、とめ市民活動プラザ

【問合せ先】

とめ市民活動プラザ
〒987-0511 登米市迫町佐沼南元丁41-5
(右地図参照)
TEL:0220-44-4167
E-mail:npo@tome-shiminplaza.jp



●申込:講座・専門相談は要予約。所属団体・参加者氏名・連絡先・電話・FAX番号・質問事項をご記入のうえ、FAX・メール・電話にてお申込み下さい
●主催:宮城県(みやぎNPOプラザ) ●企画・実施:特定非営利活動法人社の伝言板ゆるる

NPOのための会計・税務講座

NPO会計のイロハ

NPO会計の特徴と基礎を学んで、信頼ある組織運営を!NPO会計の基礎的な日々の会計処理の方法を分かりやすく学びます。

- 日 時:5月25日(金) 13:30~16:30
- 講 師:平野由紀子さん(税理士)
- 対 象:NPOの会計担当者や理事、監事、これから会計を担当される方、再確認したい方など
- 定 員:20名(申込先着順)
- 参加費:1,000円

ミスや不正を防ぐ!お金の管理の仕組み

「会計を一人に任せきり」「領収書や請求書が山のようにたまってしまった」ミスや不正が起こらないように、「資金管理のしくみ」を整えましょう!

- 日 時:6月21日(木) 13:30~16:30
- 講 師:成田由加里さん(税理士、公認会計士)
- 対 象:市民活動団体の代表・スタッフ、会計担当
- 定 員:20名(申込先着順)
- 参加費:1,000円

NPOのための専門相談

■会計・税務相談 →5/24(木)、6/28(木)

日々の会計業務から決算書作成や税金のことなど、NPO会計に詳しい税理士が、ご相談をお受けします。

- ◎相談対応:[5/24]平野由紀子さん(税理士)
- [6/28]佐々木覚亮さん(税理士)

■経営相談→6/26(火)

熱血指導で大人気の経営コンサルタントが、マンツーマンでアドバイスします。

- ◎相談対応:波多野卓司さん(経営コンサルティング波多野事務所代表)

NPOマネジメント講座

押さえておきたい!改正NPO法理解講座

NPO法の改正に伴い生じる、所轄庁の変更や会計報告の仕方のほか、理事の代表権の制限に関する登記等について学びます。

- 日 時:5月10日(木) 14:00~16:00
- 講 師:大久保朝江(特活)社の伝言板ゆるる代表理事)
- 対 象:NPO法人の代表、役員、スタッフなど
- 定 員:20名(申込先着順)
- 参加費:800円

行政職員のためのNPO理解講座

NPOと行政が有意義な関係を築くために、NPOの基礎やNPOとの協働のポイントを学ぶ、行政職員対象の講座です。

- 日 時:5月18日(金) 14:00~16:00
- 講 師:大久保朝江(特活)社の伝言板ゆるる代表理事)
- 対 象:宮城県や県内市町村のNPO・市民活動担当部署職員、およびNPOとの協働について理解を深めたい行政職員
- 定 員:20名(申込先着順)
- 参加費:無料

■法人設立・団体運営相談 → 毎週水曜日

NPO法人の設立に関わることや、NPOの運営について、お気軽にご相談ください。

- ◎相談対応:大久保朝江(みやぎNPOプラザ館長)

【共通事項】

- 時 間:13:00~17:00(相談時間:1団体1時間程度(定員3団体))
- 申込方法:要予約。所属団体・参加者氏名・電話・FAX番号・質問事項をご記入のうえ、FAX・メール・電話にて下記連絡先までお申込み下さい。
- 申込締切:開催日の6日前

■新規のNPO法人認証団体

宮城県のNPO法人数 **628団体**(宮城県認証285) 平成24年4月10日現在
※解散、所轄庁変更、認証取消、認証撤回した団体を除く

団体名	所在地	活動内容	認証日
It's Not Just Mud(INJM)	石巻市	被災家屋の修復等の震災復興支援事業	2/16
なでしこ	岩沼市	介護保険法に基づく各事業等	2/21
にじいろクレヨン	石巻市	東日本大震災で被災した子どもたちに対する心のケアに関する事業等	2/29
復興わたり・あらはま	亶理郡亶理町	東日本大震災により被害を受けた地域の復興及び地域振興のための各種事業	3/2
アクティブリンク宮城	仙台市青葉区	若者たちの社会参加促進による地域活性化事業等	3/8
日本ペット環境教育センター	仙台市若林区	市民とペットの良好な環境を保つための環境学習開催事業等	3/8
ボランティアインフォ	仙台市青葉区	NPO・市民、ボランティア団体に対してボランティア募集等の情報を提供する事業	3/23
東日本大震災復興支援おりづる	仙台市青葉区	東日本大震災の被災者を対象とした法律相談事業等	3/27
ベビースマイル石巻	石巻市	妊婦から未就園児の親子に対する子育て支援事業	3/27
想支	名取市	自死遺族及び震災被災者等に対する心のケア事業等	3/29
バスケットボール振興法人DOOR	仙台市泉区	バスケットボールを通じた健康づくり及び地域コミュニティ活性化支援事業等	3/30
子育て支援アシスト・エフワン	仙台市泉区	子育て家庭への子育て全般に関する支援事業	3/30
石巻漁業実習協議会	石巻市	外国人漁業実習生受入れ支援事業等	4/4

One to One

発行日:2012年5月1日
発行:宮城県民間非営利活動プラザ(みやぎNPOプラザ)
発行部数:3,000部
編集:特定非営利活動法人社の伝言板ゆるる
編集スタッフ:庄司真希 清野利之

【お問い合わせ】
〒983-0851 宮城県仙台市宮城野区榎ヶ岡5
TEL:022-256-0505 FAX:022-256-0533
E-mail:npo@miyagi-npo.gr.jp
URL:http://www.miyagi-npo.gr.jp

2012 MAY
vol.67

「One to One」は、県内各地でのさまざまなNPO活動により、ひととひとが信頼でつながって、よりよい市民社会が形成されるよう願いを込めたニューズレターです。